

地域医療支援医師派遣に関する協定書により受け入れる研修員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

地域医療支援医師派遣に関する協定書により受け入れる研修員に関する規程の一部を改正する規程

地域医療支援医師派遣に関する協定書により受け入れる研修員に関する規程（平成20年旭医大達第43号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (宿日直手当) 第8条 第4条に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>20,000</u>円を宿日直手当として支給する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年10月21日から施行する。</u> 【改正理由】 本学医師の宿日直手当額の変更に合わせて、所要の改正を行うものである。	(略) (宿日直手当) 第8条 第4条に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>15,000</u>円を宿日直手当として支給する。 (略)